

広陵町

地域防災計画 概要版



近年、全国各地で大規模地震や台風・局地的な豪雨による洪水などにより、多くの尊い命や財産が失われています。

広陵町においても、これまでに住民の生命・財産等を守るために、「広陵町地域防災計画」を策定し、災害への備えに努めてきましたが、近年の災害を踏まえ、来るべき災害に備え、被害を最小限にとどめるために計画の見直しを行いました。

本書は、「広陵町地域防災計画」の中で、町民の皆さんに知っていただきたい内容を概要版としてまとめたものです。多くの町民の皆さんに、読んでいただき、防災に関心を持っていただくとともに、今後の地域での防災力の向上に役立てていただくことを期待しています。



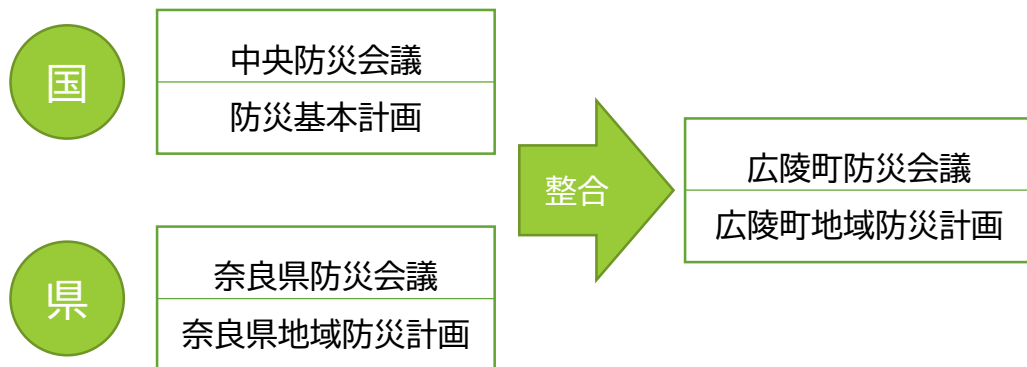
広 陵 町

地域防災計画とは

計画の目的

広陵町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、広陵町防災会議が定める計画であり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することで、町民の生命および財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

計画の体系



計画の基本的な考え方

広陵町地域防災計画では、次の考え方に基づき、総合的かつ計画的に防災対策を推進していきます。

- ① 災害はいつでも起こりうるとの考え方にに基づき、計画を策定する
- ② 災害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とする
- ③ 自助・共助・公助の「三助」で、減災活動を持続し、地域防災力の向上を図る
- ④ 災害教訓の伝承や防災教育を推進し、防災意識の向上に努める
- ⑤ 女性、高齢者及び障がい者等多様な視点にたった防災対策を推進する

計画の構成

広陵町地域防災計画は、三編とし、次のような構成で策定しています

一般対策編
総則
災害予防計画
災害応急対策計画
災害復旧・復興計画

震災対策編

総則
災害予防計画
災害応急対策計画
災害復旧・復興計画
南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

資料編
各種データ様式など

予想される主な災害

風水害

広陵町の地形は、奈良盆地西部の低地と、その西に続く馬見丘陵の一部からなっていて、高田川、葛城川、曾我川の主要三河川が南から北方向へ流れています。最近では、平成29年10月に大雨によって、広い地域で、道路の冠水と田畑の浸水被害が発生しました。特に、広瀬川周辺の一部地区では全域が浸水しました。

気候変動の影響などから豪雨災害は、どこでも発生しえる可能性があります。断続的に雨が降った場合などは、町内で浸水の発生など水害発生の可能性があり、町内の標高は、北下がり、かつ東下がりとなっているため、標高の低い地域の被害が大きくなると考えられます。

地震災害

近畿地方に大きな影響を与える地震は、生駒断層帯など活断層を震源とする「内陸型地震」と、東南海・南海沖のプレートの沈み込みによって起こると考えられる「海溝型地震」があります。

奈良県周辺の内陸型地震として、8つの対象地震が想定されています。奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、木津川断層帯については、地震調査委員会から長期評価が公表されていて、今後30年間の発生確率が高いもので5%となっています。

対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード	想定震度
① 奈良盆地東縁断層帯	35	7.5	震度6強
② 中央構造線断層帯	74	8.0	震度6強
③ 生駒断層帯	38	7.5	震度6強
④ 木津川断層帯	31	7.3	震度6強
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0	震度6強
⑥ 大和川断層帯	22	7.1	震度6強
⑦ 千股断層	22	7.1	震度6強
⑧ 名張断層	18	6.9	震度6強

また、南海トラフ巨大地震では、広陵町で震度6強が想定されています。

その他

その他、地盤災害、大規模火災、原子力災害、鉄道災害などが想定されています。

災害に対する備え

広陵町では、平成19年から地域に根ざす防災を推進していくために「災害に強い人づくり」・「災害に強い組織づくり」・「災害に強い地域づくり」の3つの柱を立て、積極的に取り組んできました。

また、平成30年には、町民・自主防災組織・防災士ネットワーク・事業者・福祉施設の役割と町の責務を明らかにし、地域の防災力の向上を図り、全ての方が安全に安心して暮らせる災害に強い町の実現に寄与することを目的とした「広陵町地域防災活動推進条例」を制定しました。

自助

町民一人ひとりや各家庭での備え

災害による被害を軽減するためには、町民の皆さん一人ひとりが「自分の命は自分で守る＝自助」という考えのもとで、日頃から災害に備えることが大切です。

住宅の耐震化と家具の固定

住宅の耐震診断や耐震改修を行いましょ。また、家具の固定や自宅周辺の安全対策や落下物防止の対策を行いましょ。

食料、飲料水などの生活用品の備蓄

最低3日間、できれば1週間分の食料や飲料水、生活用品を備蓄しましょ。乳幼児や高齢者、アレルギー体質など家族の状況に応じた備えが必要です。

また電気やガスなどライフラインが停止した際に備えて、カセットコンロやカセットガス、燃料なども必要です。

非常持出品の準備

避難の際などに、すぐに必要な物を持ち出せるよう、「非常持ち出し品」の準備を行いましょ

非常持出品（例）

- 飲料水
- すぐに食べられる食料
- 常備薬
- トイレtpーパー
- 生理用品、紙おむつ
- 帽子
- 携帯電話、スマートフォン、モバイルバッテリー
- 財布（現金）
- 通帳
- 保険証
- 眼鏡や補聴器など



災害に対する備え

防災知識の習得

防災講演会や研修会などへの参加や、ハザードマップや防災に関するパンフレットなどを活用して、災害に関する知識や各自が行う事前の備え、災害時の行動、地域での防災活動などを知ることや、初期消火の心得、防災気象情報の意味、避難情報の意味など知識の習得に努めましょう。

また、防災の情報を入手した時、どう行動するか等も、事前に確認しておきましょう。

避難場所・経路、危険箇所などの確認

ハザードマップ等で、避難場所・避難所を確認するほか、避難路をあらかじめ決め実際に歩くなどして確認しておきましょう。その際には、避難にどのくらいの時間が必要か等も併せて確認しておきます。また、避難路の他、自宅の周辺や地域の中の危険箇所を確認して、どんな危険があるか知ることも大切です。



災害時の行動を確認

災害時にどう避難するか、どこに避難するかなど行動について、事前に考えておきましょう。また、家族で避難先や安否の連絡方法などについて決めておくことも大切です。

自主防災活動への参加

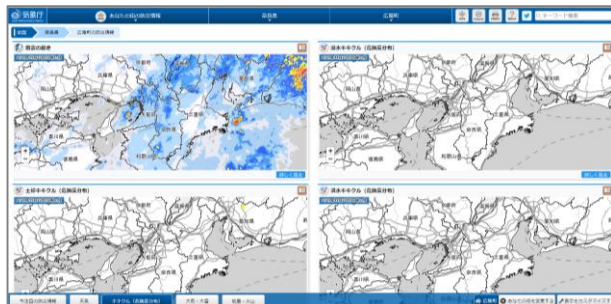
自主防災組織等の行事や地域で行われる防災訓練等に、積極的に参加し、日頃より隣近所や地域の人たちと交流を深め、災害時には、助け合えるようにしておきましょう。

防災気象情報や避難情報の入手手段の確保

災害時には、町から対象地域の皆さんに対して、防災気象情報や避難情報、被害情報等防災情報を迅速かつ的確にお伝えするため、防災行政無線、広報車、町ウェブサイト、緊急情報メール、SNSなど複数の広報手段を活用しています。

町民の皆さんは、突然やってくる災害に備えて、災害情報をいつでも取得できるよう自分や家族の状況に応じた災害情報を得る手段を確認しておきましょう。

また、町の情報以外に、気象台から出させる気象警報や危険度の情報等も入手できるように普段から確認しておきましょう。



災害に対する備え

共助

自主防災組織、自治会など地域での備え

大規模な災害が起こると、町役場などによる救助活動などではすぐに行えない場合や役場の機能だけでは対応できないこともあります。そのため、「地域での助け合い=共助」が、命を救うことにつながり、特に人的被害を抑えるためにはとても大切です。

隣近所での助け合いや地域での防災活動を行い、災害強い地域づくりを進めることで地域の防災力の向上に努めましょう。

自主防災組織の活動

自主防災組織は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識をもって、地域のさまざまな団体と連携して、地域の防災力向上に努め、活動を行いましょう。活動の際には、多様な視点を取り入れるため女性の参加を推進しましょう。

平常時の活動

- ・ 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
- ・ 地域における危険箇所の把握
- ・ 地域における消防水利の確認
- ・ 家庭における防火・防災の啓発
- ・ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ・ 要配慮者の把握
- ・ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ・ 防災資機材の整備、配置、管理
- ・ 防災訓練の実施及び役場が実施する訓練への参加
- ・ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
- ・ 地域全体の防災意識向上の促進

災害時の活動

- ・ 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- ・ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ・ 地域住民の安否確認
- ・ 正しい情報の収集、伝達
- ・ 避難誘導
- ・ 避難所の運営、避難生活の支援
- ・ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

要配慮者等の把握と避難支援

地域の高齢者や、障がい者等の要配慮者や避難行動要支援の情報を把握し、災害時には、安否確認や避難支援を行えるように備えます。

また、避難行動要支援者の個別避難計画等の作成においては、避難支援など、他の団体等と連携して検討しましょう。

災害に対する備え

公助

町及び防災関係機関における事前の対策

大規模な災害に備え、町は防災関係機関と連携して防災対策を総合的・計画的に進めています。

防災知識の普及・啓発

町は、災害発生時における被害の軽減を図るため、職員の防災知識の向上及び技能の習得を進めるとともに、町民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい知識を身につけ、災害時に被害を軽減できるよう、パンフレットなどの作成・配布や防災講演会などを開催し、防災知識の普及・啓発を行い、防災意識の高揚を図ります。

災害に強いまちづくり

町は、災害による被害の発生について、その状況などを総合的に勘案し、被害を最小限に食い止められるような「災害に強いまちづくり」を進めるため、町の防災構造の強化を行います。また、水害対策、水防訓練等を実施し、洪水ハザードマップなどにより、浸水想定区域や避難所等を町民の皆さんに周知していきます。

地震への対策として、既存建築物の耐震診断や改修の促進やブロック塀などの安全対策、落下物防止対策を推進し、道路、上下水道施設、電気施設、通信施設等の耐震性の強化を図り、地震に強いまちづくりを推進します。

緊急避難場所・避難所・福祉避難所の指定

町は、迅速かつ安全な避難のために、目的に応じた避難施設を指定・確保しています。

指定緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する場所です。
指定避難場所	災害の危険性があり、避難した町民などが災害の危険性がなくなるまでに滞在したり、災害により家に戻れなくなった町民などが一定期間滞在するための施設です。また、被災した町民などへ生活物資や情報を提供する地域の防災拠点でもあります。
福祉避難所	災害時に一般の避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者等何らかの配慮が必要な人が避難する施設です。

要配慮者等の支援

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿を作成し、安否確認や避難行動の支援を行います。地域での要配慮者の避難などを支援するための体制づくりや、在宅避難時の支援が行えるよう要配慮者支援の取り組みを進めます。

その他、要配慮者やその家族等の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及啓発や地域の防災訓練への参加を推進します。

物資及び救助用資機材等の備蓄

町は、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資及び救助用資機材等を要配慮者、女性、子どもにも配慮して備蓄に努めます。

災害時の対応

自助

町民一人ひとりや各家庭の行動

災害が発生または発生する可能性が高いなど身の危険を感じたら、自分で情報を収集し、自分の判断で自主的に避難することが大切です。

避難のタイミング

防災気象情報等の積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようします。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう注意が必要です。避難所への移動時間も考慮し、早めのタイミングでの避難を心がけましょう。また、夜間等避難ルートが安全が確保出来ない等、緊急を要する場合には、建物の上部階や、高台等への垂直避難を行います。

警戒レベルと避難情報

町民の皆さんが災害発生危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるように、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることになりました。

大雨や洪水時は、気象庁や町が発令する警戒レベルに注意して、早めの避難行動をとりましょう。また、警戒レベル4までに必ず避難してください。

警戒レベル	状況	避難情報	住民のとりべき行動
警戒レベル5	災害発生 または切迫	緊急安全確保	直ちに安全確保
警戒レベル4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から 全員避難
警戒レベル3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険場所から 高齢者等は避難
警戒レベル2	気象状況悪化		避難行動の確認
警戒レベル1	今後気象状況悪化 のおそれ		災害への心構えを 高める



写真提供：陸上自衛隊 令和元年台風19号



写真提供：
国土交通省近畿地方整備局 平成26年豪雨災害

災害時の対応

避難時の注意点

避難の際には、隣近所に声を掛け合い共に避難する。特に新しい地区住民や観光客等には、努めて声を掛けるようにしましょう。

浸水などが想定されていない区域でも、災害が発生するおそれがあることを忘れず十分に注意してください。

避難とは、必ずしも避難所へ行くことではありません。避難とは安全確保ということです。今いる場所が安全な場所であれば、危険な中を移動するのではなく、その場にとどまりましょう。

避難時の注意点

- 避難の際には、火の始末と戸締りを行いましょう
- 避難の際には電気のブレーカーを切りましょう
- 避難時の持出品は、必要最小限として、リュック等のに入れ、両手が使える状態で避難しましょう
- 原則として、車での避難は控えましょう
- 単独行動を避け、近隣住民で声を掛け合つてとまとまって避難しましょう

水害の時

- 避難の際には、ひもで足に固定できる運動靴などで避難しましょう
- 浸水した道路を避難する場合、道路の状況を見ることはできません。棒などをもって、道路の状況を確認しながら避難しましょう
- 車で避難する場合、車底から45cm以上浸水すると動かなくなりますので注意してください

地震の時

- 倒壊している建物などから離れて避難してください
- 余震に備え、落下物のない道路を選んでください

正確な情報の収集

災害時には、命を守るために情報の収集に努めましょう。例えば、天気予報等で「大雨注意報」や「大雨警報」発表されている場合は、短時間で天気が急変するなどして、災害が発生することもあります。テレビやラジオ、インターネットから積極的に情報を収集しましょう。

地域の救助活動への参加

地域や自主防災組織が行う初期消火活動や救助や救出活動、負傷者の搬送、避難行動要支援者の避難支援等に協力しましょう。

災害時の対応

共助

自主防災組織、自治会など地域での活動

大規模な災害が発生した場合は、町や消防・警察等防災関係機関による防災活動だけでなく、地域の皆さんによる防災活動が被害を軽減するためには重要です。

災害直後の活動

自分自身と家族の安全を確保したら、近隣の方の安否や被害について安否確認を行いましょう。

また、火災が発生した時は、協力して初期消火に努めましょう。ただし、火事の類焼や拡大を防ぐことが目的で、消防が到着した後は、指示に従いましょう。

自主防災活動

地域の被害の状況等を正確に町や消防等に伝えるとともに、町から出される避難情報等を町民に伝達しましょう。負傷者や倒壊家屋などに閉じ込められた人を発見したら、地域住民と協力して救出・救助活動を行いましょう。消防や自衛隊等の救助隊の到着には時間が掛ります。地域で助け合って生命を守る救助をしましょう。

また、地域住民を避難所等安全な場所へ誘導し、高齢者や障がい者等避難に支援が必要な方の安否確認や避難支援を行いましょう。



避難所の運営

町は、避難情報を発令した場合、災害の特性・状況を踏まえ、避難所の開設を行います。避難所の開設は、町の避難所担当職員や施設管理者が行いますが、被害が大きくなると、担当者が間に合わないことがありますので、避難所の運営は、避難者や自主防災組織・自治会が中心となって自主運営を行うことが必要となります。避難所運営組織には、多様な視点を取り入れられるよう、男女参画を心掛けます。

避難所運営においても要配慮者など避難生活に配慮が必要な人には、体調などの変化を注意しておく必要があります。

また、避難所は避難者だけでなく、在宅避難している町民に対しても物資の供給や情報を提供する場所となります。



災害時の対応

公助

町や防災関係機関の活動

町は、災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保と、災害時の活動に関する意思決定を速やかに行うため、勤務時間内外に関わらず、全庁的な体制を速やかに確立します。

町の体制

大規模な災害が発生した場合には、「広陵町災害対策本部」を設置し、災害応急対策活動を行います。災害が甚大で、町だけでは、災害対応が十分に行えない場合には、応援協定に基づき、県や他市町村等に応援・協力を要請します。また、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼します。

情報収集・伝達体制

気象に関する特別警報、警報や地震に関する情報、災害に関する情報、避難に関する情報など防災に関する重要な情報は、防災行政無線や広報車、緊急速報メールやテレビ放送など様々な手段を複合的に活用し、町民の皆さんへ確実に伝達します。

避難

町では、地震、洪水、大規模火災などにより町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、速やかに避難情報を発令し、町民の皆さんを安全な場所に避難させ災害から守ります。

また、被災者が安全に安心して過ごすことができる避難所等を速やかに開設し、施設管理者や避難者の協力の下、適切に管理運営します。

被災地における生活救援活動

町は、災害に対する緊急対策が一段落した段階では、引き続き、被災者の皆さんの保護と社会秩序の安定を図るため、次のような生活救援活動を行います。

- ◎食糧・生活必需品の供給
- ◎応急給水
- ◎防疫・保健衛生活動
- ◎廃棄物・し尿処理
- ◎死体の捜索・処理
- ◎支援が必要な方への配慮
- ◎ボランティアの受入れ
- ◎文教対策

また、必要に応じ避難所において、食料や毛布などの生活必需品を提供します。

広陵町地域防災計画 概要版

広陵町 総務部 安全安心課

電話0745-55-1001

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1